令和7年9月9日

町 議 会 議 案

第 3 回 (定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議案番号	件名	議内	決容
45	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて		
46	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
47	鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について		
48	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について		
49	北海道市町村総合事務組合規約の変更について		
50	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について		
51	令和7年度鹿追町一般会計補正予算(第5号)について		
52	令和7年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について		
53	令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について		
54	令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について		
55	令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算(第1号)について		
56	令和7年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第2号)について		
57	令和7年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について		
同意5	鹿追町公平委員会委員の選任について		
同意6	鹿追町教育委員会委員の任命について		
認定1	令和6年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について		
認定2	令和6年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について		_
認定3	令和6年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		
認定4	令和6年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		

認定5	令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定につい て	
認定6	令和6年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について	
認定7	令和6年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算認定について	

議案第 45 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制 定する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)」に、「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)」を「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)」に、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月30日条例第1号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。) に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した 事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 46 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。 第2条の5を削る。

第8条中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に、「百」を「100」に改める。

第14条の2の表中「

第13条第4項	要しない	要しない。ただし、職員の育児休業等に関する
		条例第14条の1において読み替えられた同項
		ただし書に規定する7時間45分に達するまで
		の間の勤務に係る時間である場合にあつては、
		第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給
		与額に100分の150(その時間が午後10
		時から翌日の午前5時までの間にある場合は、
		100分の175) から100分の100 (そ
		の時間が午後10時から翌日の午前5時までの
		間である場合は、100分の125)を減じた
		割合を乗じて得た額とする

」を「

第13条第4項	要しない	要しない。ただし、職員の育児休業等に関する
		条例第14条の2において読み替えられた同項
		ただし書に規定する7時間45分に達するまで
		の間の勤務に係る時間である場合にあつては、
		第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給

与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする

| に、「第19条第3項|を「第19条第4項|に、「

第20条第3項 給料月額 給料の月額を算出率で除して得た額

」を「

第20条第4項 給料の月額 給料の月額を算出率で除して得た額

」に改める。

第14条の2を第14条の3とする。

第19条第2号中「及び勤務地ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、同号イを次のように改める。

ア及びイ 削除

第20条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に 規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分単位として行うものとする。

第20条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」 に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

- 第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤 務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年 4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として 条例で定める時間)

- 第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を 基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該 各号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10 を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19 条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3 月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例 による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用につ いては、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、 同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 47 号

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町ふるさと寄付金基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

鹿追町ふるさと寄付金基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「事業及び」の次に「地方創生応援税制(以下「企業版ふるさと納税」という。) を活用して」を加え、「として認定された地域再生計画「鹿追町まち・ひと・しごと創生 推進計画」の事業」を削る。

第2条第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海 道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号 指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ 国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 49 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海 道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月22日市町村第1877号指 令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1檜山振興局(11)の項中「(11)」を「(10)」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 50 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海 道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第72 2号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 51 号

中 Ŋ 紙 鸑 띰 無 411 榖 宣 県 匨 座 # 平 **⟨**F

10 4 IJ 3 IJ ىل 10 S 定 IJ 次 せ 争 Ŋ 紙 鸑 出 籗 41 榖 1 6 宣 迴 展 麼 # 무 **⟨**||

(歳入歳出予算の補正)

丑 鬆 \prec 鬆 -ے 廿 迴 *1*6 \mathbb{H} 10 +S 定 \sim رک Ω 田 6 +4 9 4 Ŋ Z 0, Ϋ́ α \mathfrak{S} z ∞, ψ 丑 Z 凞 W \prec £ 鬆 \$ IJ 丑 額 褫 鍃 \prec 6 褫 掣 B 1 緻 丑 鑗 鬆 0 \prec 輝 鬆 ₩ \vdash 無

 \prec 鬆 0 滚 띰 無 $\stackrel{\textstyle 1}{\sim}$ 3 洪 額 金 0 10 ريم 4 ر ژ IJ 尔 $\underline{\mathbb{X}}$ 띰 談 ≉ 洲 掣 H 1 及 丑 尔 鬆 |X| \prec 0 鬆 严 麦 藃 \vdash 0 紙 띰 _ 舞 0 せ 輝 額 金 $\not \Vdash$ 6 王 鬆 輝 \prec 丑 鬆 褫 α

(地方債の補正)

0 10 4 IJ 出 舞 靊 升 岩 表 α 無 ば 更 変 0 逥 大 型 # α 紙

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知己

(歳 入)	第1表 歲入歲出予算補正	当		(単位:千円)
蒙	通	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
11 老		3, 119, 135	29, 901	3, 149, 036
	1. 地方交付税	3, 119, 135	29, 901	3, 149, 036
15 国庙专出余		906, 600	80,056	986, 656
計画く大田に	1. 国庫負担金	229, 930	17, 444	247, 374
	2. 国庫補助金	668, 670	62, 612	731, 282
安田全県 91		317,033	6, 540	323, 573
エンド・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・	1. 道負担金	102, 378	134	102, 512
	2. 道補助金	195,009	4,684	199, 693
	3. 委託金	19,646	1,722	21, 368
18 岑附令		150,004	398	150, 402
17. H 7.7 H	1. 寄附金	150,004	398	150, 402
21 諸切入		401, 504	2, 582	404, 086
, \\	5. 維入	313, 780	2, 582	316, 362
22. 町借		428, 700	30, 100	458, 800
	1. 町債	428, 700	30, 100	458, 800
歳 入	丰	8, 170, 969	149, 577	8, 320, 546

(義 出)				(単位:千円)
款	通	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
2. 総務書		2, 482, 545	20, 209	2, 503, 054
× (1-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1	1. 総務管理費	2, 449, 538	18, 787	2, 468, 325
	5. 統計調查費	3, 532	1,722	5, 254
3 民生費		784, 163	9, 268	793, 431
	1. 社会福祉費	591, 901	7, 406	599, 307
	2. 児童福祉費	192,062	1,862	193, 924
4 衛牛費		483, 628	920	484, 178
₹ 1	2. 清掃費	103, 263	920	103, 813
55 農林毒		1, 314, 369	3, 552	1, 317, 921
X = X :	1. 農業費	1, 277, 993	2,812	1, 280, 805
	2. 林業費	36, 376	740	37, 116
一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一里,一		239, 726	2, 100	241,826
	1. 商工費	239, 726	2, 100	241,826
7. 十木費		511,942	24, 573	536, 515
<u> </u>	1.道路橋りょう費	409, 611	15, 727	425, 338
	3. 都市計画費	38,873	8,846	47, 719
8. 消防費		222, 571	11, 529	234, 100
	1. 消防費	222, 571	11, 529	234, 100
9. <u>数</u>		789, 421	76, 096	865, 517
	1. 教育総務費	440, 592	74, 296	514,888
	5. 保健体育費	54, 102	1,800	55,902
11. 諸支出余		317, 214	1, 400	318, 614
	1. 基金費	317, 214	1, 400	318, 614
	4	8, 170, 969	149, 577	8, 320, 546

第 2 表

地 方 債 補 正

(変 更)

	償還の 方 法	補に同じ
×X	利率	補正前に同じ
補正後	起債の 方 法	補正前に同じ
	限度額	千円以内60,700
	償還の方法	为(ただし金利見直し)政府資金、地方公共団体金書り入れる政府資金、融機構資金及び金融機関等 は団体金融機構資金及の融資条件による。ただ と、町財政の都合により据 を行った後において 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。
補正前	利率	2.0%以内(ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、 地方公共団体金融機構資金及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)
	起債の 方 法	普通貸借 又 は 証券発行
	限度額	千円以内 30,600
[(起債の目別	一般補助施設整備事業

(親 人)	威人威出桶止宁算事埧別明絀書	惧別明細書	(単位:千円)
赖	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
11. 地方交付税	3, 119, 135	29, 901	3, 149, 036
15. 国庫支出金	906, 600	80, 056	986, 656
16. 道支出金	317, 033	6, 540	323, 573
18. 寄附金	150,004	398	150, 402
21. 諸収入	401, 504	2, 582	404, 086
22. 町債	428, 700	30, 100	458, 800
歳 入 合 計	8, 170, 969	149, 577	8, 320, 546

(単位:千円)

(単位:千円)		担冷十世已每一	NX KJ (外	10,567	$\triangle 13,944$	250	1,937	2, 100	13, 150	2,043	12, 496	1,002	29, 901
到)	東内 訳		その他	296	3, 300					486	$\triangle 1$, 500	398	2, 980
	補正額の財源内訳	特定財源	地方債								30, 100		30, 100
			国道支出金	9,646	19, 912		1,615		11, 423	9,000	35,000		86, 596
		111111111111111111111111111111111111111		2, 503, 054	793, 431	484, 178	1, 317, 921	241,826	536, 515	234, 100	865, 517	318, 614	8, 320, 546
		補正額		20, 209	9, 268	220	3, 552	2, 100	24, 573	11, 529	76, 096	1, 400	149, 577
		補正前の額		2, 482, 545	784, 163	483, 628	1, 314, 369	239, 726	511,942	222, 571	789, 421	317, 214	8, 170, 969
(義 田)		萘		2. 総務費	3. 民生費	4. 衛生費	5. 農林費	6. 商工費	7. 土木費	8. 消防費	9. 教育費	11. 諸支出金	歳 出 合 計

18

(単位:千円)						29, 901				17, 205	239			4,855			466	1,868
(単位	10 No.					地方交付税				障害者自立支援給付費等負担金	子どものための教育・保育給付費負担金			総務管理費補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		障害者総合支援事業費補助金	社会福祉費補助金
		金 額				29, 901				17, 205 障	239 7			4,855 総			2, 334 障	4
	節	区分				1. 地方交付税				1. 社会福祉費負担 金	2. 児童福祉費負担 金			1. 総務管理費補助 金			1. 社会福祉費補助 金	
	111	ΠĒ	3, 149, 036	3, 149, 036	3, 149, 036	ı	986, 656	247, 374	247, 317			731, 282	344, 043	l		45, 909		
	現 上 報	4	29, 901	29, 901	29, 901		80,056	17, 444	17, 444			62,612	4,855			2, 334		
	44元 岩 〇 超	備正則の強	3, 119, 135	3, 119, 135	3, 119, 135		906, 600	229, 930	229, 873			668, 670	339, 188			43, 575		
2. 歲 入	4 世	¥	款11. 地方交付税	項 1. 地方交付税	目 1. 地方交付税		款15. 国庫支出金	項 1. 国庫負担金	目 1. 民生費国庫負担 金			項 2. 国庫補助金	目 1. 総務費国庫補助金			目 2. 民生費国庫補助 金		

						介護保険事業費補助金	
土木費国庫補助 金	188, 738	11, 423	200, 161				
				1. 道路橋りょう費補助金	3, 823	道路メンテナンス事業補助金	1, 323
						西瓜幕橋橋梁補修事業	
						特定防衛施設周辺整備調整交付金	2, 500
						緑町2丁目本通り歩道改良事業	,
				3. 都市計画費補助金	7, 600	特定防衛施設周辺整備調整交付金	7,600
						スポーツトラクタ芝刈機整備事業	
教育費国庫補助 金	80, 268	35,000	115, 268				
				1. 教育総務費補助 金	33, 500	新しい地方経済・生活環境創生交付金	33, 500
						鹿追高等学校シェアハウス食堂棟改修事業	
				6. 保健体育費補助金	1, 500	特定防衛施設周辺整備調整交付金	1, 500
						総合スポーツセンター用ランニングマシン整備事業	,
消防費国庫補助 金	0	9,000	9,000			本目新設	
				1. 消防費補助金	9, 000	特定防衛施設周辺整備調整交付金	9,000
						小型動力ポンプ積載車整備事業	
	317, 033	6, 540	323, 573				
$\frac{1}{2}$							

(単位:千円)

						· 11	; [
が	補下前の額	神 正 缩	- <u>1</u> 11111	與		## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	
K	M. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	1		区分	金 額		
項 1. 道負担金	102, 378	134	102, 512				
目 1. 民生費道負担金	102, 350	134	102, 484				
				1. 社会福祉費負担 金	15	障害者自立支援給付費等負担金	15
				2. 児童福祉費負担 金	119	子どものための教育・保育給付費負担金	119
項 2. 道補助金	195, 009	4,684	199, 693				
目 1. 総務費道補助金	6, 257	3,069	9, 326				
				1. 総務管理費補助金	3, 069	電源立地地域対策交付金	569
24						自営線ネットワーク用パソコン更新事業	,
						総務管理費補助金	2, 500
						住まいのゼロカーボン化推進事業補助金	
目 4. 農林費道補助金	147,042	1,615	148, 657				
				1. 農業費補助金	1, 592	環境保全型農業直接支援対策交付金	1, 592
				2. 林業費補助金	23	ヒグマ対策事業補助金	23
項 3. 委託金	19, 646	1,722	21, 368				
目 1. 総務費委託金	18,671	1,722	20, 393				
				4. 統計調查費委託 金	1, 722	各種統計調查委託金	1,722

款18. 寄附金	150,004	398	150, 402				
項 1. 寄附金	150,004	398	150, 402				
目 1. 一般寄附金	150,001	299	150, 300				
				1. 一般寄附金	588	企業版ふるさと納税寄附金	299
目 4. 教育費寄附金	1	66	100				
				1. 社会教育費寄附 金	66	社会教育費寄附金	66
款21. 諸収入	401, 504	2, 582	404, 086				
項 5. 雑入	313, 780	2, 582	316, 362				
大業 :	313, 780	2, 582	316, 362				
				1. 雑入	2, 582	北海道市町村振興協会交付金	296
						地域づくりセミナー開催助成金	
					•	その他雑入	2, 286
						障害者福祉サービス介護給付費等返還金 (3,300)	
						消防団員安全装備品整備等助成金(486)	
						がんばる地域応援事業助成金(△1,500)	,
款22. 町債	428, 700	30, 100	458, 800				
項 1. 町債	428, 700	30, 100	458, 800				

þ	4年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1	111	<u> </u>			
秋 垣 正	備正則の親	二 領	1_	K K	金額	EU 200	
目 7. 教育債	118, 100	30, 100	148, 200				
				1. 教育総務債	30, 100	教育総務債 30,	30, 100
						鹿追高等学校シェアハウス食堂棟改修事業	

EH EH					340			495	009	728		260			290	200	9
(単位:千円)	說明				事務用機器購入費	庁舎用シュレッダー購入費		修繕料	その他役務費	その他委託料	旧幼稚園·保育園周辺樹木 伐採処理等業務委託料	家具・什器購入費	庁舎用椅子購入費		講師等謝礼	修繕料	チラシ折込料
	金額				340			495	009	728		260			290	200	9
	区公				17. 備品購入費			10. 需用費	11. 役務費	12. 委託料		17. 備品購入費			7. 報償費	10. 需用費	11. 役務費
	訳 一般財源	10, 567	10, 567	340			2, 383		'	1		I		3, 539		1	•
	財源内 80年	296	296							-				296			
	正 額 の き 定 財 源 1 地方債 1																
		9,646	7,924											3, 069			
	11111111	2, 503, 054	2, 468, 325	1, 809, 591			7, 252							66, 615			
	補正額	20, 209	18,787	340			2, 383		-	-				6, 904		-	
	補正前の額	2, 482, 545	2, 449, 538	1, 809, 251			4,869							59, 711			
3. 歲 出	款 項 目	款 2. 総務費	項 1. 総務管理費	目 1. 一般管理費			目 3. 財産管理費							目16. ゼロカーボン 推進費			

					<u> </u>	17. 備品購入費	1, 408	通信用機器購入費	1, 408
								自営線ネットワーク用パソ コン購入費	
					13	18. 負担金補助及 び交付金	5,000	住まいのゼロカーボン化推進 事業補助金	5,000
目18. 物価高騰対策 事業費	22, 164	9, 160	31, 324	4,855	4, 305				
					1	7. 報償費	8, 520	その他報償費	8, 520
					Ī	10. 需用費	265	消耗品費	100
								印刷製本費	165
						11. 役務費	282	郵便料・運送料	276
								チラシ折込料	9
					17	12. 委託料	93	その他委託料	93
項 5. 統計調査費	3, 532	1,722	5, 254	1,722					
目 1. 統計費	3, 532	1,722	5, 254	1,722					
						1. 報酬	631	統計調查員報酬	631
					**	2. 給料	092	会計年度任用職員給	092
					1.7	3. 職員手当等	385	会計年度任用職員諸手当	385
		_			1-1	11. 役務費	36	郵便料・運送料	19
								チラシ折込料	17

(単位・千円)

				世	正額の買	財源内	岩	超			
款 項 目	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	** (金	定財源地方債	W	一般財源	太	金 額	説明	
								13. 使用料及び賃 借料	06 \triangledown	複写機借上料	06♡
款 3. 民生費	784, 163	9, 268	793, 431	19, 912		3, 300	△ 13, 944				
項 1. 社会福祉費	591, 901	7, 406	599, 307	19, 554		3, 300	△ 15, 448				
目 1. 社会福祉総務費	98, 846	229	99, 523				229				
								27. 繰出金	229	国民健康保険特別会計繰出金	677
目 2. 心身障がい者特別対策費	229, 633	3, 409	233, 042	17, 686		3, 300	△ 17, 577				
								18. 負担金補助及 び交付金	934	北海道町村会負担金(電算関係)	934
								22. 償還金利子及 び割引料	2, 475	返還金	2, 475
目 6. 在宅福祉費	115, 346	3, 320	118, 666	1,868			1, 452				
								10. 需用費	167	消耗品費	167
								11. 役務費	S	郵便料・運送料	5
								12. 委託料	1,510	その他委託料	1,510
										認知症施策推進計画策定業 務委託料	
								13. 使用料及び賃 借料	99	物品借上料	99
								18. 負担金補助及 び交付金	120	会議・研修会参加負担金	120
								22. 償還金利子及 び割引料	1,452	返還金	1, 452

項 2. 児童福祉費	192, 062	1,862	193, 924	358	1, 504				
目 2. 児童措置費	110, 936	180	111, 116		180				
						10. 需用費	180	修繕料	180
目 3. こども園費	67, 866	1,682	69, 548	358	1, 324				
						1. 韓剛	728	会計年度任用職員報酬	728
						3. 職員手当等	74	会計年度任用職員諸手当	74
						8. 旅費	64	会計年度任用職員旅費	64
						11. 役務費	22	その他役務費	22
						19. 扶助費	480	その他扶助費	480
						22. 償還金利子及 び割引料	314	迈還金	314
款 4. 衛生費	483, 628	250	484, 178		550				
項 2. 清掃費	103, 263	250	103, 813		550				
目 1. 清掃総務費	103, 263	250	103, 813		250				
						10. 需用費	355	消耗品費	355
						11. 役務費	195	検査手数料	141
								タイヤ組替・脱着料	54
款 5. 農林費	1, 314, 369	3, 552	1, 317, 921	1,615	1, 937				

(単位・千円)

				世	類の財	源 内 訳	 		1	-
	補正前の額	補正額	11110	推	市 学 活 ご	_	;		上	
(,		-		5万億	その他 一般財源	X 分	金 額		
項 1. 農業費	1, 277, 993	2,812	1, 280, 805	1, 592		1, 220				
目 1. 農業委員会費	9,819	186	10,005			186				
							8. 旅費	92	普通旅費	92
							18. 負担金補助及 び交付金	110	産業後継者対策協議会負担金	110
目 2. 農業振興費	32, 368	2, 115	34, 483	1, 592		523				
							18. 負担金補助及 び交付金	2, 115	環境保全型農業直接支援対策 事業補助金	2, 115
目 7. 農業用水事業費	281, 751	511	282, 262			511				
							3. 職員手当等	511	職員諸手当	511
項 2. 林業費	36, 376	740	37, 116	23		717				
目 1. 林業振興費	36, 376	740	37, 116	23		717				
							11. 役務費	730	その他保険料	30
									その他役務費	700
							21. 補償補填及び 賠償金	10	補償金	10
款 6. 商工費	239, 726	2, 100	241, 826			2, 100				
項 1. 商工費	239, 726	2, 100	241, 826			2, 100				
目 2. 観光費	102, 386	2, 100	104, 486			2, 100				

						18. 負担金補助及 び交付金	2, 100	観光協会活動補助金	2, 100
款 7. 土木費	511, 942	24, 573	536, 515	11, 423	13, 150				
項 1. 道路橋りよう 費	409, 611	15,727	425, 338	3,823	11, 904				
目 1. 道路維持費	157, 828	8, 565	166, 393		8, 565				
						1. 幸及西州	1,227	会計年度任用職員報酬	1, 227
						10. 需用費	7, 338	修繕料	7, 338
目 2. 道路新設改良 費	251, 783	7, 162	258, 945	3,823	3, 339				
						12. 委託料	11,865	調査・設計・監理委託料	11,865
								西瓜幕橋橋梁補修設計業務 委託料	
								瓜幕東仲通り外改良舗装工 事調査設計業務委託料	
								緑町2丁目本通り歩道整備 工事調査設計業務委託料	
						14. 工事請負費	△ 4,703	補助事業	$\triangle 5,682$
		,						鹿美橋橋梁補修工事	
								単独事業	626
								鹿追北3線交通安全標識設 置工事	
項 3. 都市計画費	38, 873	8,846	47, 719	7,600	1, 246				
目 1. 公園緑地費	27, 877	8,846	36, 723	7,600	1, 246				

単位:千円)

				世		源内訳	E P	前			
新 頃 日	補止前の額	州 正額	1-	特 国道支出金	定 財 源 地方債 7	その他	一般財源	区分	金 額	說明	
								12. 委託料	317	その他委託料	317
										千の公園樹木伐採処理業務 委託料	
							<u> </u>	17. 備品購入費	8, 529	車両購入費	8, 529
										スポーツトラクタ芝刈機購 入費	
款 8. 消防費	222, 571	11, 529	234, 100	9,000		486	2, 043				
項 1. 消防費	222, 571	11, 529	234, 100	9,000		486	2, 043				
目 2. 非常備消防費	17, 501	11, 529	29, 030	9,000		486	2, 043				
							<u> </u>	8. 旅費	2	普通旅費	5
							<u> </u>	11. 役務費	20	自賠責保険料	∞
										その他役務費	12
							<u> </u>	17. 備品購入費	11, 479	 	10, 992
										小型動力ポンプ積載車購入 費	
										その他備品購入費	487
	,									消防団員用小電力トランシ ーバー購入費	
							I 64	26. 公課費	25	自動車重量税	25
款 9. 教育費	789, 421	76, 096	865, 517	35,000	30,100	1,500	12, 496				

		2,040	67, 000	2, 578	<u>~</u>	△4, 583	4, 540	・曹	3, 270	· •	170	≥ △719			1,800	Ĭ.
		消耗品費	修繕料	その他委託料	小中学校生徒用タブレッ 端末初期設定業務委託料	物品借上料	家具・什器購入費	鹿追高等学校シェアハウス・食 堂棟用家具・什器一式購入費	電気機器購入費	鹿追高等学校シェアハウス 食堂棟電気機器一式購入費	その他備品購入費	鹿追高等学校協力会補助金			その他備品購入費	総合スポーツセンター用ブ
		69, 040		2, 578		4, 583	7,980					△ 719			1,800	
		10. 需用費		12. 委託料		13. 使用料及び賃 借料	17. 備品購入費					18. 負担金補助及 び交付金			17. 備品購入費	
12, 196	12, 196	1		1		•	1					1	300	300	1	
△ 1,500	△ 1,500															
30, 100	30, 100															
33, 500	33, 500								-				1,500	1,500		
514, 888	447, 588												55, 905	55, 902		
74, 296	74, 296												1,800	1,800		
440, 592	373, 292												54, 102	54, 102		
項 1. 教育総務費	目 3. 教育振興費												項 5. 保健体育費	目 1. 体育振興費		

										(単位	(単位:千円)
	1	1	1	補 正 額		財 源 内	討	節			
数項目	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	1 1	$\overline{}$		一一种一种	₹	4 %	記 明	
				国道支出金	地方債	その他	NX K1 UK	<i>K</i> = <i>X</i>			
款11. 諸支出金	317, 214	1, 400	318, 614			398	1,002				
項 1. 基金費	317, 214	1, 400	318, 614			398	1,002				
目 1. 基金費	317, 214	1, 400	318, 614			398	1,002				
	,						1 **	24. 積立金	1, 400	1,400 金	100
										鹿追町ふるさと寄附金基金利 子等積立金	1, 300

議案第 52 号

abla無 鸑 띰 計補 民健康保険特別会 H 旨 県 稇 麼 卅 令和 7

10 だい と 2 IJ ىر *1*0 次に定め せ 争 Ø (新 令和7年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

輝 1 Ξ 鬆 \prec 鬆 ر 加 県 ₩ \mathbb{H} \mathcal{N} +S ∞ 定 0 1 رک 田 +Ŋ ネガ 0 , 6, Ł ψ 7 0 \exists 鬆 \prec 鬆 £ \lesssim W 緻 Z 慾 ψ 0 丑 対 鬆 \uparrow \prec \exists 褫 鬆 B \prec 額 鬆 総 0 巛 \vdash 無

 \prec 鬆 6 滚 띰 籗 \lesssim H 泔 額 金 6 \rightarrow 3 ر ژ 4 尔 IJ |X|談 띰 洲 籗 3 犚 及 * 欠 丑 \times 纀 6 \prec 严 鬆 蔌 表 0 띰 紙 籗 _ 6 せ 輝 \updownarrow 額 金 \exists 鬆 0 掣 \prec * 纀 Ξ $^{\circ}$

鬆

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

(歳 入)	第1表 歲入歲出予算補正	出無		(単位:千円)
蒙	直	補正前の額	補正額	11111111
9 雨庙专出条		1	341	342
	1. 国庫補助金	1	341	342
5 總入会		71,801	229	72, 478
	1. 他会計繰入金	71,800	229	72, 477
	## 4 0	708,087	1,018	709, 105

16,818 6,602 352 1,600 1,600 (単位:千円) 11111111 77 009 009 341 341 補正額 16, 793 6,5251,000 1,000 16, 477 補正前の額 1. 償還金及び還付加算金 严 1. 総務管理費 1. 予備費 蔌 9. 諸支出金 Ĥ 1. 総務費 10. 予備費 (強

709, 105

1,018

708,087

⟨□

 \exists

滮

卷入卷川緒下子管車項別問細書

(歳 入)	歲入歲出補正予算事	補正予算事項別明細書	(単位:千円)
羰	補正前の額	補正額	1 1
2. 国庫支出金	1	341	342
5. 繰入金	71, 801	229	72, 478
(株) (大) (株)	708. 087	1,018	709, 105

(単位・千円)

(単位:千円)		纪√于日 □ 以	—— 灰兒 俶				
	源内訳		その他		22	009	229
	補正額の財源内訳	特定財源	地方債				
			国道支出金	341			341
		111111111111111111111111111111111111111		17, 134	6,602	1,600	709, 105
		補正額		341	77	009	1,018
		補正前の額		16, 793	6,525	1,000	708,087
菜 出)		禁		貴	出金	貴	歳 出 今 計
(歳				1. 総務費	9. 諸支出金	10. 予備費	

2. 溅 入					(単位:千円)
ħ	排上排入箱	1	111	鎖	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備正則の鎖	無比額	1— 11—	区分金額	N
款 2. 国庫支出金	1	341	342		
項 1. 国庫補助金	1	341	342		
目 2. 子ども・子育て支 接事業費補助金	0	341	341		本目新設
				1. 子ども・子育て支 接事業費補助金 34	341 子ども・子育て支援事業費補助金 341
款 5. 繰入金	71,801	229	72, 478		
項 1. 他会計繰入金	71,800	229	72, 477		
目 1. 一般会計繰入金	71,800	229	72, 477		
38				6. その他一般会計 67. 編1. 会 1. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	677 その他一般会計繰入金 677

341 17, 134
341 16,818 341
341 10, 559 341
77 6, 602
77 352
60 330
17 18
1,600
600 1, 600
600 1, 600

議案第 53 号

(第2号) 令和7年度鹿追町国民健康保險病院事業会計補正予算

(第2号) は、次に定めるところによる。 令和7年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算 ** \vdash 紙

「814千円」を加える。 建設改良事業 第2条中(5) 2 施設整備費 96千円」に改め、 (以下「予算」という。) ∞ ი , 51千円」を「4 令和7年度鹿追町国民健康保險病院事業会計予算 2, 7 1有形固定資産購入費 朱 abla無

395千円 を「26, 436千円」 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「24, に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。 3 条 紙

7 1 0 9 က 4, 6, 4 Ŋ \mathbb{H} 十 額 6 0 定 Ŋ Ŋ * 0 6 (禁圧 田 田 十 鳌 定 芝 * Ŋ Ŋ က 氷 2, 4, 照 Ŋ 4 丑 胄 $\widehat{\equiv}$ 良 支 改 的 誤 H 趣 資 使 第1項 第1款

H H 十

令和 2 年 9 月 9 日 提出 鹿 追 町 長 喜 井

 \Box

知

令和7年度鹿追町国民健康保險病院事業会計補正予算説明書

(単位:千円)

資本的収入及び支出

法田

814 千円追加 1,145 千円追加 温 器械備品購入費 (視力検査器購入費外) 看護師宿舎 エアコン電源工事 點 814 56, 316 44, 710 43,896 1,9591, 145 814 1,959麴 띰 ≉ 0 54, 357 42, 751 42, 751 額 定 h 産費 實 資 靊 定 \prec 緻 扣 \blacksquare 誤 彩 有購 捆 2 曹 呉 改 严 設 1建 $\exists \exists$ $\not \Vdash \!\! \! \backslash$ 纪 蔌 * 1 資

中 4 Ŋ 議案第

0 (新 輝 計補正予 <\\\\ 業 # 水道 叉 叮簡 温 稇 菮 和 7 年 <F

(第2号) は、次に定めるところによる。 令和7年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算 . 《 無

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 ** \mathcal{O} 紙

9 က 0 4 0, 6, 7 0 Γ \mathbb{H} # H 鎔 Ŋ 9 6 定 ∞ 4 Ω * 6 0 띰 Ω, ы У Ŋ (舞 $\exists \exists$ # H \mathbb{H} 緻 0 4 \mathfrak{S} 支 定 4 \mathcal{O} \Box 6 4 ლ , 氷 Ŋ Ŋ 4 黙 Щ Щ Щ 簡易水道事業費 曹 實 $\widehat{\equiv}$ $\not \leq$ 継 牃 減 峡 第1項 第2項 实 第1款

十 田

Ŋ

 \mathbb{H}

6

 \mathbb{H}

 \mathfrak{C}

知 # 咖 埘 丑 娯 旨 県 Ш 稇 6 Щ 6 枡 令和

 \square

令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出
サーボ

明			396 千円追加	8,400 千円追加	8,796 千円追加	38 千円追加	32 千円追加	3,190 千円追加	3,260 千円追加		2,989 千円追加
説			委託料	修繕費	1 1	備消品費	通信運搬費	修繕費	11/10		消費税及び地方消費税
11111111	170, 765	156, 009	35, 084			13, 384				10, 433	4, 392
補正額	15, 045	12, 056	8, 796			3, 260				2, 989	2, 989
予定額	155, 720	143, 953	26, 288			10, 124				7, 444	1, 403
Ш			1原水及び浄水費			2 配水及び給水費					2 消費税及び2地方消費税
項		1営業費用								2 営業外費用	
禁	1 簡易水道事業1費										
	項 目 予 定 額 補 正 額 計 説	款項目予定額補正額計記簡易水道事業155,72015,045170,765	数 簡易水道事業 事 1 営 業 費 用工 1 宝 業 費 用日 1 日 1 年 第 用日 1 日 1 日 	数 前 下 類 市 面 計 正 有 市 前 簡易水道事業 12 155,720 15,720 15,045 170,765 170,765 170,765 150,009 1 営業費用 1 営業費用 1 原水及び浄水費 1 原水及び浄水費 16,288 15,084 季託料	裁人道事業費 工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	款 有 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 五	数 項 目 F 箱 市 面 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 上 計 上 計 上 計 上	執 有 百 五		執 前 市 前 計	競争 項 目 子 定 額 計

議案第 55 号

計補正予算 (第1号 41 業 町下水道事 鹿追 厗 和7年 <rp> √ P

令和7年度鹿追町の下水道事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 第1条

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 2 然 紙

(+)	217,991千円	207,186千円
(補正予定額)	3,967 千円	3,967 千円
(既決予定額)	214,024 千円	203,219千円
(暑 目)	第1款 下水道事業費用	第1項 営業費用

756千円」に改め、 050千円」を を「80, 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「108, [110,921千円] 亿、当年度未处分利益剰余金「77,885千円」 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 33 《张 紙

(+ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		294,176千円	194,038千円
(補正予定額)	丑	2,871年用	2,871千円
(既決予定額)	₩	291,305 千円	191,167 千円
(科 目)		第1款 資本的支出	第1項 建設改良費

今和7年9月9日提出鹿追町長 喜井

知

令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(単位:千円)	説明			修繕費 3,967 千円追加
	111111111111111111111111111111111111111	217, 991	207, 186	44, 915
	補 正 額	3, 967	3, 967	3, 967
	予定額	214,024	203, 219	40,948
	Ш			2 処理場費
	直		1営業費用	
支 出	蒙	1 下 水 道 事 業 1 費 用		

資本的収入及び支出

2,871 千円追加	個別排水処理施設設置工事	194, 038	2,871	27		191, 167	191,		1建設改良費		
		194, 038	2,871	2,		191, 167	191,			1建設改良費	
		294, 176	2,871	2,		291, 305	291,				1資本的支出
明	説	1	額	끰	蝉	額	予定	\(\frac{1}{2}\)	B	項	款
(単位:千円)											(本)

議案第 56 号

 α 紙 輝 出 補 41 別 李 傸 氓 謹 \Leftarrow 宣 温 稇 座 卅 品 **⟨**||-

10 4 $\stackrel{\textstyle \sim}{\sim}$ 2 IJ ىد 10 \mathcal{L} 定 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 次 は 卓 $_{\rm Cl}$ 無 掣 * 띰 籗 411 别 华 傸 氓 灩 の介 量 県 囲 麼 # 星 华

(歳入歳出予算の補正

輝 * 丑 鬆 \prec 鬆 \Box 加 県 *1*64 田 +10 \mathcal{L} 4 Ŋ 定 \mathfrak{C} ريد 4, \mathbb{H} +£ 4 Ÿ 6 £ 5, ψ \sim 丑 Ω 鬆 \prec 鬆 7 닏 W 緻 £ 慾 ψ 0 $\exists \exists$ 鸑 鬆 \forall \prec 丑 鬆 鬆 *W* \prec 額 鬆 鑗 0 ₩ Н 紙

 \prec 鬆 6 簽 띰 舞 IJ H 泔 額 ④ 6 Δ 10 ر رُ 4 欠 N |X|談 띰 汌 零 5 輝 及 1 尔 丑 |X|鬆 0 \prec 重 鬆 藃 表 0 띰 無 補 _ 0 \mathcal{Z} 輝 鎔 $\not \Vdash$ 金 Ξ 0 鬆 \prec 鸑 鬆 $\not \Vdash$ \exists α

鬆

令和7年9月9日提出

(歳 入)	第1表 歲入歲出予算補正	横 正		(単位:千円)
談	直	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
7		1	4, 354	4,355
<u>}</u>	1. 繰越金	1	4, 354	4,355
歳 入	丰	571, 560	4, 354	575, 914

575, 914	4,354	571, 560		號 田
4, 406	4, 354	25	1. 償還金及び還付加算金	707 Fri > / H# 10
8, 443	4, 354	4,089		多田全羅 9
1==	補正額	補正前の額	項	療
(単位:千円)				(報 丑)

(単位:千円)	世	4,355	575, 914
補正予算事項別明細書	補正額	4, 354	4, 354
歲入歲出補正予算事	補正前の額	1	571, 560
1. 終 括 (歳 入)	款	7. 繰越金	歳 入 合 計

(単位:千円)

(十二二十二)		百万十日二十分	NX K1 (VK	4,354	4,354
	源内訳		その他		
	補正額の財源内訳	特定財源	地方債		
			国道支出金		
		111111111111111111111111111111111111111		8, 443	575, 914
		補正額		4, 354	4,354
		補正前の額		4,089	571, 560
(田 隆)		談		6. 諸支出金	歳 田 今 計

							74
(単位:千円)		記 明					返還金 4,354
			工 領				4,354 返還金
	節	\ 12	\triangle \mathcal{F}				22. 償還金利子及 び割引料
	訳	型で十日心中	一板別條	4, 354	4, 354	4, 354	
	の財源内	1-4	その他				
	額	定財					
	補正	奉	国道支出金				
	1	111111111111111111111111111111111111111		8, 443	4, 406	4, 355	
	1	補正額		4, 354	4, 354	4, 354	
	1 2	補正前の額		4, 089	52	1	
3. 蕨 出	1	数項目		款 6. 諸支出金	項 1. 償還金及び還 付加算金	目 2. 償還金	

議案第 57 号

争 (無 輝 띰 計補 四份 療特 民 神 龗 咂 羅 簽 旨 県 稇 麼 # 묲 **⟨**F

1 4 닏 2 IJ ريد 10 S 定 次に , せ 争 \vdash (新 輝 $\not \Vdash$ 띰 零 11111111 41 別 椞 獑 闲 衶 ෂ 咂 羅 簽 0 旨 浬 稇 度 # <u>~</u> 早 ď۲

(歳入歳出予算の補正)

 $\not \Vdash$ 丑 鬆 \prec 鬆 ر 加 迴 *W* 田 10 +S 3 0 定 \Im ريد 田 +£ Η ψ 1 1 0, £ ψ 丑 褫 \prec 鬆 Z IJ Ÿ 額 £ 慾 ψ 0 丑 輝 鬆 $\not \Vdash$ \prec \exists 纀 鬆 B \prec 額 鬆 総 6 ₩ \vdash 無

輝

纀 \prec 鬆 0 滚 띰 舞 IJ H 泔 緻 金 0 0 رک κ ĵJ 4 \lesssim 尔 \times 出 燚 籗 汌 Z 鸑 及 \Rightarrow 尔 丑 \times 纀 0 \prec 严 纀 蔌 表 0 \vdash 띰 箫 _ 季 6 輝 せ * 額 金 \exists 6 榌 \prec 鸑 \Rightarrow 鬆 田 \mathcal{O}

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜井知己

(歳 入)	第1表 歲入歲出予算補正	当無		(単位:千円)
羡	項	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
9 国庸专出令		0	330	330
	1. 国庫補助金	0	330	330
談 入	丰	109,841	088	110, 171

(歳 出)				(単位:千円)
兼	項	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
1 総務費		247	330	877
7. CC-761 - 1	1. 総務管理費	225	330	222
田経	丰	109,841	330	110, 171

(対 人)	威入威田侖止丁昇争	佣止丁基事垻別旳紺青	(単位:予円)
禁	補正前の額	補正額	111111
5. 国庫支出金	0	330	330
歳 入 合 計	109,841	330	110, 171

(単位・千円)

(咸 田)							(甲位:十円)
					補正額の財源内訳	源内訳	
蒙	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111		特定財源		三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
				国道支出金	地方債	その他	以 对 5.5
総務費	547	330	228	330			
歳 出 合 計	109,841	330	110, 171	330			

57

子ども・子育て支援事業費補助金 330	330 7	1. 子ども・子育て支援事権助金	1			
本目新設	 *		330	088	0	目 2. 子ども・子育て支 接事業費補助金
本項新設	*		330	330	0	項 1. 国庫補助金
本款新設	+		330	088	0	款 5. 国庫支出金
	金 額	区分	П	4	作工に引くる段	K
		節	1111	野 辻 野	地下部の婚	4 本
(単位:千円)						2. 歲 入

(単位:千円) 330 保) (電質関 留 影 額 金 18. 負担金補助及 び交付金 經 尔 \times 一般財源 票 の財源 正額 330 330 330 乗 222 222 877 11111111 330 330 330 補正額 547 225 225 補正前の額 目 1. 一般管理費 項 1. 総務管理費 \exists Ш 款 1. 総務費 严 赮 . ი

59

同意第 5 号

鹿追町公平委員会委員の選任について

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2 第2項の規定により、議会の同意を求める。

記



令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町公平委員会委員 福井博幸 氏の任期が令和7年9月30日で満了になることによる。

同意第 6 号

鹿追町教育委員会委員の任命について

次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記



令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町教育委員会委員 関 元気 氏の任期が令和7年10月1日で満了になることによる。

認定第 1 号

令和6年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度鹿追町一般会計歳 入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

認定第 2 号

令和6年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度鹿追町国民健康保 険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す る。

令和7年9月9日提出

認定第 3 号

令和6年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

認定第 4 号

令和6年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度鹿追町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付 する。

令和7年9月9日提出

認定第 5 号

令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定に ついて

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度鹿追町国民健康 保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定 に付する。

令和7年9月9日提出

認定第 6 号

令和6年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

認定第 7 号

令和6年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出